

勝央町耐震改修促進計画



令和8年3月

勝央町

目 次

はじめに

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画の背景等 | 3 |
| 2 | 計画の位置付け | 4 |
| 3 | 計画の目的等 | 4 |

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 想定される地震の規模、想定される被害の状況 | 7 |
| 2 | 耐震化の現状と耐震改修等の目標 | 9 |

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- | | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針 | 10 |
| 2 | 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム | 10 |
| 3 | 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要 | 10 |
| 4 | 耐震改修の実施を促すための環境整備 | 12 |
| 5 | 地震時の総合的な安全対策に関する事項 | 13 |
| 6 | 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 | 14 |
| 7 | 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項 | 16 |

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- | | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 地震防災マップ（揺れやすさマップ）等の作成・公表 | 16 |
| 2 | 相談体制の整備及び情報提供の充実 | 16 |
| 3 | パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催 | 16 |
| 4 | リフォームにあわせた耐震改修の誘導 | 16 |
| 5 | 町内会等の取組の推進 | 16 |
| 6 | 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発 | 17 |
| 7 | 耐震化のさらなる促進に向けた対応 | 17 |

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導、勧告等の実施

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 所管行政庁との連携 | 18 |
|---|-----------|----|

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 勝央町が定める耐震改修促進計画に関する事項 | 18 |
| 2 | 関係団体等との連携 | 18 |
| 3 | その他 | 18 |

資料編

- | | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 資料1 | 想定される地震の規模、想定される被害の状況 | 資1 |
| 資料2 | 特定建築物一覧表 | 資2 |
| 資料3 | 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋) | 資3 |

はじめに

1 計画の背景等

(1) 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い生命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人は住宅・建築物の倒壊等によるものであったと言われています。国は、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）を平成7年10月に公布し、同年12月に施行しました。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和4年3月の福島県沖地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じました。

このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況であり、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフ地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、本町においても甚大な被害をもたらすことが想定されています。

これらを受けて本町では、平成20年3月に、平成17年度改正耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、「岡山県耐震改修促進計画」を勘案して「勝央町耐震改修促進計画」を策定し、平成28年5月に改定を行い、令和2年度を目標年度とした耐震化の目標や耐震診断等の促進を図るための施策を定めました。

さらに、令和3年4月には、岡山県の耐震改修促進計画の改定を踏まえ、令和7年度を目標年度とする新たな5年間の取組方針を盛り込んだ計画の改定を行いました。

この度、令和8年度以降の耐震化の取組等の見直しを行うため、また、令和7年度が計画の最終年度であることから、耐震改修促進法第6条の規定により、「岡山県耐震改修促進計画」（令和8年3月改定版）に基づき、本計画の改定を行います。

(2) 建築物の耐震化の重要性

大地震の発生を阻止することは困難ですが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能です。特に、建築物の倒壊等の被害は、その倒壊等が人的被害を引き起こすだけでなく、①火災の発生、②多数の避難者の発生、③救助活動の妨げ、④がれきや廃材の大量発生等、被害拡大及び事後対策の増大の要因であることが判明しています。建築物の耐震化など地震防災対策の充実・促進が、何よりも重要であるという理由がここにあります。

2 計画の位置付け

本計画は、「耐震改修促進法」及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国が定めた基本的な方針」という。）並びに岡山県が策定した「岡山県耐震改修促進計画」に基づき、本町における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

3 計画の目的等

（１）計画の目的

本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。国が定めた基本的な方針では、国土強靱化基本計画及び防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における建築物の耐震化の位置づけを踏まえ、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標に掲げています。

本計画は、上記を踏まえて、国、県が掲げる耐震化の目標並びに町内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるものです。本町では、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示し、もって耐震化の促進を図ることとします。

（２）計画期間

計画期間は、「国が定めた基本的な方針」の目標設定が令和12年度であること及び「岡山県耐震改修促進計画」の計画期間が令和8年度から令和12年度までであることから、令和12年度を目標年次とした令和8年度から5年間とします。なお、本計画については、耐震化の進捗状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて耐震化の目標等の見直しを行います。

H20～H27 (当初策定)	H28～H32 (改定)	R3～R7 (改定)	R8～R12 (改定)
計画期間（8年）	（5年）	（5年）	（5年）

（３）耐震化を図る建築物

本町では、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない全ての「耐震強度が不足する建築物」の耐震化を促進します。

特に、昭和56年5月31日以前に着工した、次の①～⑤に掲げる建築物の耐震化に取り組みます。

① 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす、欠くことのできない生活の基盤であり、町民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、災害発生時における道路の通行確保、救助活動、応急復旧活動の迅速化の観点からもその耐震化を積極的に促進します。

② 特定建築物（耐震改修促進法第14条第1号から第3号 ※）

本計画においては、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」とします。

特定建築物は、町の庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等、次に掲げるものであり、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

ア 多数の者が利用する建築物

イ 地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物

ウ 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

※資料編 資料2「特定建築物一覧」

③ 防災拠点となる公共建築物

地震時において災害応急対策活動の中心となる施設や避難所等の防災拠点となる公共建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。整備にあたっては、大規模地震後に機能継続が可能となるよう、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」及び「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を活用するものとし、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る岡山県の適用方針 ※」により、より高い耐震安全性を確保します。

※資料編 資料3「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)」

【官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る岡山県の適用方針】

④ 要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項 ※）

耐震改修促進法の改正（平成25年11月施行）により、病院、店舗、ホテルなどの不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホームなどの避難に配慮を要する方が利用する建築物及び危険物を一定量以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等のうち大規模なものについては、指導・助言等を適切に行い、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進します。

※資料編 資料2「特定建築物一覧」

⑤ 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）

都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された下記建築物は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行

政庁が公表することとされています。

ア 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（法第7条第一号）

イ 耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要な、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等の沿道建築物及びこれに付随する組積造の塀（法第7条第二号（令第4条第一号の建築物、同条第二号の組積造の塀））

（※ア、イを総称して要安全確認計画記載建築物という。）

要安全確認計画記載建築物については、本計画の第2章に記載し、町では、これらの建築物の耐震化を促進します。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

県内に大きな被害をもたらすことが想定される大規模な地震として、南海トラフを震源とする地震（南海トラフ巨大地震）、断層を震源とする地震（断層型地震）があります。想定される地震の規模、想定される被害の状況は以下のとおりで、本町においても相当規模の被害が想定される。

（1）南海トラフ巨大地震

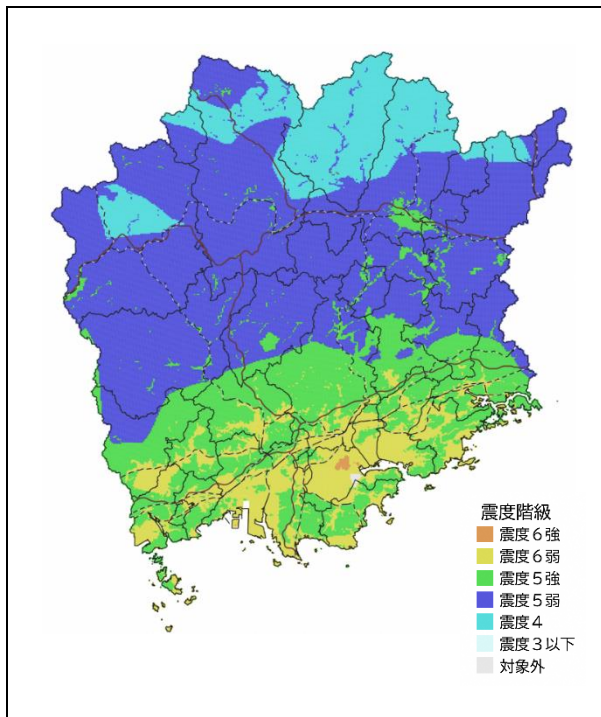
①想定される地震の規模

震度6強	岡山市(南区)、倉敷市	2市
震度6弱	岡山市(北区、中区、東区)、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	9市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町 1村
震度5弱	鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町1村

②想定される被害の状況

建物被害	冬／夕に発生した場合
	全壊・焼失棟数
揺れによる全壊	3,240
液状化による全壊	2,644
急傾斜地崩壊による全壊	172
津波による全壊	9,470
地震火災による焼失	6,216
合 計（棟）	21,742

人的被害	冬／深夜に発生した場合
	死者数
建物倒壊によるもの	177
急傾斜地崩壊によるもの	16
津波によるもの	3,585
地震火災によるもの	0
屋外落下物等によるもの	0
合 計（人）	3,778



・津波は、地震動により堤防等が機能しなくなる場合

南海トラフ巨大地震による震度分布図

※想定される地震の規模及び被害の状況は令和8年2月の岡山県想定です。（資料編 資料1）

(2) 断層型地震

①想定される地震の規模

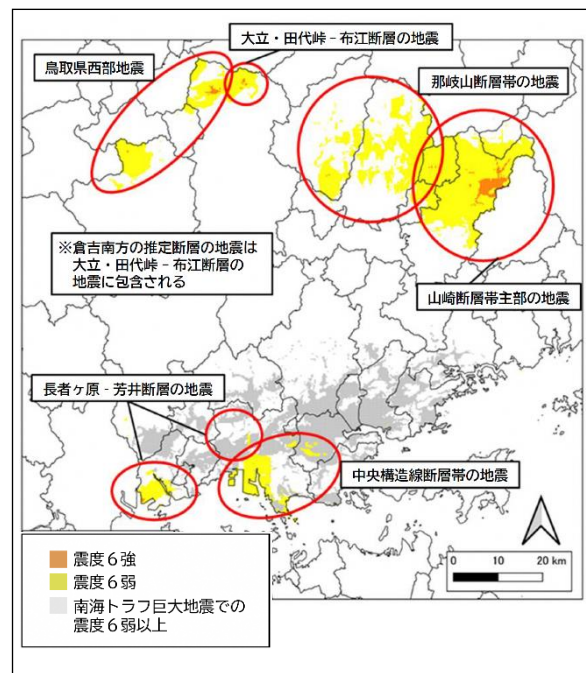
断層名	①山崎断層帯主部	②那岐山断層帯	③中央構造線断層帯	④長者ヶ原－芳井断層	⑤倉吉南方の推定断層	⑥大立・田代峠－布江断層	⑦鳥取県西部地震
マグニチュード	8.0	7.3	8.3	7.3	7.3	7.3	7.3
発生確率	0.1～1%	0.06～0.1%	1%以下	不明	推計なし	推計なし	推計なし
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6弱	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (太字は震度6強)	岡山市 津山市 備前市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 鏡野町 勝央町 奈義町	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市	倉敷市 笠岡市 井原市	真庭市	真庭市	新見市 真庭市 新庄村

- ・マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。
- ・発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部）

②想定される被害の状況

断 層 名	建物全壊 (棟)	死者数 (人)
山崎断層帯主部	849	23
那岐山断層帯	96	5
中央構造線断層帯	1,560	19
長者ヶ原－芳井断層	872	6
倉吉南方の推定断層	3	0
大立・田代峠－布江断層	33	2
鳥取県西部地震	62	3

- ・被害想定は、4種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。（建物全壊は冬夕、死者数は冬深夜又は正月夕）
- ・建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。



断層型地震による震度6弱以上の分布図

※想定される地震の規模及び被害の状況は令和8年2月の岡山県想定です。（資料編 資料1）

2 耐震化の現状と耐震改修等の目標

本計画における住宅耐震化の目標値は、国の基本方針及び岡山県耐震改修促進計画との整合を図るとともに、本町の耐震化の現状及び今後の見通しを踏まえて設定したものである。

(1) 住宅

耐震化率の推移			目標	
当初 ※1 (平成18年度末)	R3改定時 ※2 (令和2年度末)	現状 ※3 (令和6年度末)	(令和12年度末)	(令和17年度末)
39%	46%	67%	95%	耐震性が不十分なものを おおむね解消 ※4

※1 平成18年度固定資産課税台帳を基にした推計値です。(全住宅戸数4,780戸のうち耐震基準を満たすS56年5月以降に着工された住宅は1,852戸と推計)

※2 令和2年度固定資産課税台帳を基にした推計値です。(全住宅戸数5,142戸のうち耐震基準を満たすS56年5月以降に着工された住宅は2,410戸と推計)

※3 令和6年度固定資産課税台帳を基にした推計値です。(全住宅戸数5,314戸のうち、S55年以前に着工された住宅は2,738戸、S56年以降に着工された住宅は2,576戸と推計される。また、S55年以前の住宅2,738戸のうち、耐震基準を満たすと推計される住宅は984戸である。)

※4 おおむね解消：100%に近い状態

(2) 特定建築物

特定建築物のうち、公共施設の令和6年度末における耐震化率は、これまでの耐震化の進捗により、県有施設は99%、市町村有施設は97%となっています。残る耐震性が不十分な公共施設について、早期に耐震化が完了するよう計画的に取り組みます。また、特定建築物のうち民間建築物については、耐震性が不十分なものが一定数存在することから、これらの建築物について、耐震化の状況把握を継続して行うとともに、引き続き、耐震診断及び耐震改修についての普及啓発、必要な指導・助言を実施します。

※資料編 資料2「特定建築物一覧」

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。本町は、このような建築物の所有者等の取組を支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や、耐震化を行しやすい環境の整備など必要な施策を講じることとします。あわせて、耐震改修等を行うことができない場合でも、町民の命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な対策も積極的に促進することとします。

2 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者への個別周知や働きかけ等の直接的な耐震化促進策、耐震診断を実施した住宅に対する耐震改修の促進、改修事業者の技術力向上及び住民への周知普及を図ることが重要である。このため、「勝央町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅耐震化に係る具体的な取組を位置付けるとともに、毎年度その進捗状況を把握・評価し、必要に応じて見直しを行うことにより、住宅の耐震化を着実に推進する。

3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く町民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制（耐震改修促進税制等）、融資制度等の活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

（１）補助制度の概要（令和7年4月時点）

（ア）木造住宅

名称		補助率等	補助対象建築物
木造住宅耐震診断事業 （岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を一	耐震診断〈現況診断〉	補助金の額 80,000円 （延床面積200㎡以下） （自己負担額 10,000円）	昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造一戸建ての住宅

般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの)	耐震診断（補強計画） ※事前に現況診断を行う必要があります。 ※現況診断と同時申請も可能です。	補助金の額 80,000円 (延床面積200㎡以下) (自己負担額 10,000円)	昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造一戸建ての住宅
木造住宅耐震改修等事業	①耐震改修 ※補強計画に基づき行います。 ②耐震建替え ※事前に現況診断と補強計画を行う必要があります。	80%補助 (限度額115万円) (延床面積1㎡あたり 34,100円を限度)	昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造一戸建ての住宅

(イ) 戸建て住宅・建築物

名称		補助率等	補助対象建築物
戸建て住宅 耐震診断事業	耐震診断	補助対象経費の3分の2 ただし、補助金の額は136,000円を限度とする。	木造住宅耐震診断事業に掲げる以外の昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の一戸建て住宅
建築物 耐震診断事業	耐震診断	補助対象経費の3分の2 ただし、補助金の額は以下のとおりとする。 (1)指示対象建築物 1棟につき、3,000,000円を限度とする。 (2)上記以外の建築物 1棟につき、1,500,000円を限度とする。	昭和56年5月31日以前に着工された下記に掲げる建築物で、町内に存するもの。 (1)一戸建て以外の住宅 (2)指示対象建築物 (3)上記以外の建築物

(2) 税制の特例措置の概要

耐震改修促進税制として、所得税額の特別控除、固定資産税の減額措置があります。また、住宅ローン減税による所得税の減額措置があります。

国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

国税庁HP <https://www.nta.go.jp>

(3) 融資制度の概要

一定の条件を満たす場合、耐震改修工事にかかる費用について、住宅金融支援機構と提携している金融機関による融資を受けられます。耐震改修の融資は、個人向け、マンション管理組合向け、事業者向けがあります。特に、個人住宅の高齢者向け（満60歳以上）の融資では、返済特例として、毎月の支払いを利息のみ（条件によっては、無利子化又は低利子化も可能）とし、利用者の死亡時に一括返済又は担保物件の売却によって元金を返済する制度（リバースモーゲージ型住宅ローン）があります。

住宅金融支援機構 HP

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html>

4 耐震改修の実施を促すための環境整備

国の助成制度である社会資本整備総合交付金において、「住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業（総合的支援メニュー）」を活用する条件として、町は「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定することとされています。策定したプログラムに基づき、戸別訪問や文書郵送等により耐震診断未実施の住宅所有者に対して耐震化を促す取組や、耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組等、耐震化を緊急的に促進する取組を行います。

（１）専門技術者の養成・紹介体制の整備

県が行っている「木造住宅耐震診断員」の養成・登録制度を活用するなど体制構築に努めます。

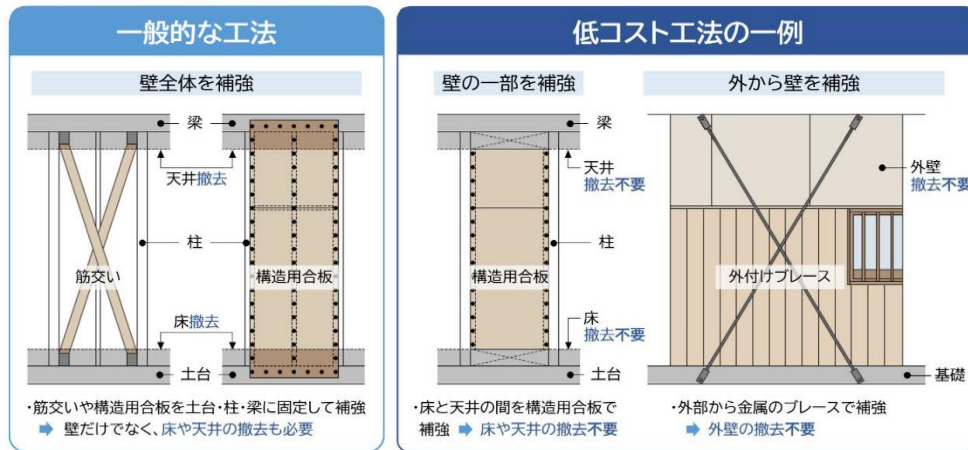
（２）講習会等による普及啓発

岡山県、（一社）岡山県建築士会、（一社）岡山県建築士事務所協会、（一社）日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等の県内建築関係団体等と連携し、予想される南海トラフ等の海溝型地震や断層型地震の規模・被害想定、住宅の耐震化の必要性、重要性に加えて、近年普及している安価な耐震改修工法について、専門家や技術者はもとより、一般の方にもわかりやすく説明する各種講習会を開催し、耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発を図ります。

(参考) 安価な耐震改修工法(低コスト工法)

一般的な耐震改修工法では、天井内の梁や床下の土台に筋交い等を取り付けるため、床や壁・天井を一度撤去して、筋交い等を設置した後に復旧する必要があります。

低コスト工法は、外部から補強材を取り付けるなど、内・外装材の撤去を極力少なくすることでコストの削減を図りながら、耐震性能を向上させる工法です。



5 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 木造住宅の地震からのリスクを低減するための方策

大地震に対する安全性を確保するためには、耐震改修等により耐震基準を満たす住宅に住むことが最も重要です。一方で、所有者の資力等の要因により、住宅全体の耐震改修が困難な場合には、部分的な耐震改修、耐震シェルターや防災ベッドといった、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な方策も有効であり、こうした効果的な取組について、町として前向きに検討します。

(2) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、更に平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震及び平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が指摘されています。このため建築物の所有者等に防災点検実施の啓発並びに必要なに応じて改善指導等を行います。

① ブロック塀等の倒壊防止

地震時にブロック塀等が倒壊すれば、死傷者の発生や、避難路の閉塞による避難・救援活動への支障を引き起こすことになります。このためブロック塀等の倒壊の危険性を町民に周知するとともに、補強方法等の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

② 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生や、がれきによる避難・救援活動への支障が引き起こされることになります。このため、窓ガラス等の破損や落下の危

険性を町民に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

③ 天井等の非構造部材の安全確認

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が多数生じたことを受けて、建築基準法施行令等の改正等が行われ、新築等を行う建築物における特定天井（高さ6m超、水平投影面積200㎡超の吊り天井等）について脱落防止対策に係る新たな技術基準（平成26年4月1日施行）が適用されることとなりました。

また、建築物の定期調査報告に係る調査内容も併せて見直されたことから、定期調査報告等を活用して特定天井の状況把握に努め、改善が必要な建築物の所有者・管理者に対し、天井の脱落防止対策の改善指導を行います。

④ エレベーター及びエスカレーターの安全対策

平成21年9月に施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。そのためエレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等及び利用者に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合おもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正等に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター等についても必要に応じて改善指導を行います。

⑤ 家具の転倒防止

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への支障を引き起こすことになります。このため身近な住宅内部での地震対策として家具の転倒防止を町民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及徹底を図ります。

⑥ 給湯器の転倒防止

東日本大震災及び熊本地震において、住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトの緊結が不十分等の原因で転倒する被害が多数発生したことを受け、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が改正され、電気給湯器だけではなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備について転倒防止措置の基準が明確化されました。

これらの状況を踏まえ、建築物における給湯設備の転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知を図ります。

（３）地震発生後の対応

地震により建築物・宅地が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必要とな

った場合は、被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなどの必要な措置を講じます。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物並びに一定の高さ及び長さのブロック塀等（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第2号、3号により都道府県耐震改修促進計画に、また、法第6条第3項第1号、第2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。

県では、平成8年10月に策定した「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年3月改定）」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めています。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められています。

（１）耐震診断を義務付ける緊急輸送道路（法第6条第3項第1号）

（要安全確認計画記載建築物：緊急輸送道路沿道建築物及び沿道ブロック塀等）

本町は、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づき、緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路の沿道建築物及び沿道ブロック塀等を対象に、耐震診断の実施と報告を義務付ける路線を、県と連携して今後指定していきます。

（２）その他の緊急輸送道路（法第6条第3項第2号）

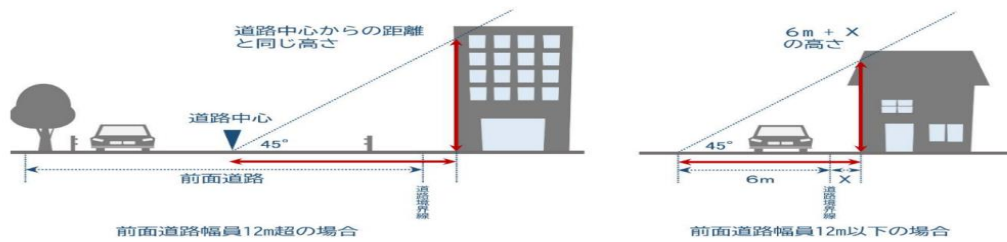
本町は、耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づくその他の緊急輸送道路及び中国地方道路啓開計画岡山県計画における啓開ルート（耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づき指定された緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務路線として指定します。指定を受けた当該路線において一定の高さ以上の沿道建築物及び沿道ブロック塀等（耐震関係規定に適合していないものに限る。）の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

本町では、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画における第１次～第３次緊急輸送道路の全てを耐震化努力義務路線として指定します。

（３）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況マップの作成・公表

緊急輸送道路沿道建築物については、国が公表している耐震化状況マップ等を活用しつつ、町としても耐震化の状況を記載した地図の作成や、ハザードマップへの表示などによる公表のあり方について、今後検討していきます。

対象となる沿道建築物



対象となるブロック塀等(建物に附属するもの)



7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害軽減のため、宅地耐震化推進事業等による盛土等の安全対策を進めます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及を進めるため、町民や移住希望者の皆様、更には耐震診断や耐震改修を行う専門家（建築士、工務店の技術者等）に向けて、次のような取組や啓発事業を積極的に推進します。

1 地震防災マップ（揺れやすさマップ）等の作成・公表

県は、緊急輸送道路沿道揺れやすさマップ(平成20年度作成)をホームページで公表しています。また、国土地理院の重ねるハザードマップにおいて、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況マップを公表しています。

町は、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地域の地震防災マップ、また、緊急輸送道路・避難路沿道建築物の耐震化状況マップを活用して、町民の防災意識の向上を図ります。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

町の相談窓口では、県や関係団体と連携して各種助成制度、融資制度等に関する情報提供を行います。また、県や町のホームページ、広報等を通じて、最新の情報を提供するように努めます。

3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

本町では、木造住宅の耐震化を推進するパンフレットに加え、木造住宅の耐震改修工事の事例、家具の転倒防止策等を紹介するパンフレット等を作成し、住宅の耐震診断及び耐震改修等の普及啓発に努めます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、省エネ化やバリアフリー化等のリフォームにあわせて耐震改修工事を実施した場合は、別々に工事をした場合と比べて工事費を抑えることができます。

このため、住宅リフォームフェア、住宅セミナー等を通じて、リフォームにあわせて耐震改修工事が行われるよう建築物の所有者やリフォーム事業者に普及啓発を行います。

5 町内会等の取組の推進

地震による被害を最小限にくい止めるには、日頃から地域における地震時の危険箇所を確認し、地域で情報を共有しておくことが重要であり、また、住宅の建て方別(一戸建、長屋建、共同住宅等別)の耐震化の状況の把握を踏まえた地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的であることから、県、NPO等の協力のもと、町内会、自主防災組織等の地域住民の協働による街区防災マップの作成を推進します。

6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

(1) 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される建築物については、現行の耐震基準及び岡山県建築物耐震対策等基本方針に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底するとともに、住宅性能表示制度の活用等により、より高い耐震性能の住宅が建設されるよう普及啓発に努めます。また、防災拠点等となる公共建築物の整備にあたっては、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」及び「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の活用により耐震安全性を高め、防災機能の確保を図るとともに、公共性の高い一般建築物についても、必要に応じこれらのガイドラインが活用されるよう普及啓発に努めます。

(2) 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。パンフレットの配布等により地震保険の普及啓発に努めます。

7 耐震化のさらなる促進に向けた対応

(1) 全ての建築物の耐震化の促進

平成25年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない住宅や小規模建築物を含む全ての建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されました。

① 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の普及

平成12年6月1日施行の建築基準法の改正により、木造住宅の接合部の仕様等が明確化され、これに適合して建築されたものは、地震による倒壊・崩壊のおそれ低いとされています。このことから、昭和56年6月1日の新耐震基準導入以降、平成12年5月31日までに建築された木造

住宅について、リフォーム等の機会をとらえた耐震性能検証の実施に努めるよう、所有者等への普及啓発を行います。

(参考) 耐震性能検証法

在来軸組構法による木造住宅のうち平家建て又は2階建てのものを対象とした、必要壁量が強化された新耐震基準に適合していることを前提に行う効率的な耐震診断方法

② 幅広い普及啓発

現在建築物を所有している町民のみならず、町内の建築物を所有する可能性のある移住希望者に対しても情報を届けるよう、講習会やパンフレット、動画等に加えて、県や町が様々な情報を発信している SNS 等を活用し普及啓発を行います。

(参考) 県や市町村が情報を発信している SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等

・岡山県公式 You Tube チャンネル「晴れの国おかやまチャンネル」

・岡山県土木部 Facebook「おかやまの土木・建築」

・岡山県移住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし※」

※県内 27 市町村と県から、移住・定住を検討されている皆様へ情報を提供しています。

③ 指定・登録文化財等の歴史的建築物の耐震化の取組み

指定・登録文化財等の歴史的建築物は、地震時において人的安全性の確保と文化的価値の保存がなされる必要があります。このため、耐震診断、また、歴史的建築物の特性に応じた耐震補強の実施が重要であり、文化庁の指針に則した耐震性能を確保する取組みを促します。

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導、勧告等の実施

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、耐震改修促進法第7条に基づく特定建築物への指導及び助言並びに指示等の権限を持つ所管行政庁である県と連絡調整を行い、連携を図りながら耐震診断・耐震改修の促進に努めます。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 勝央町が定める耐震改修促進計画に関する事項

本町では、地域の実情に応じた耐震診断及び耐震改修の促進のための施策を講じることが重要であり、市町村耐震改修促進計画の策定や地域防災マップの作製をすすめることが求められています。

すでに本町では「勝央町耐震改修促進計画」を策定していますが、岡山県耐震改修促進計画を踏まえて勝央町耐震改修促進計画の見直しを行うこととしました。特に住宅に関しては耐震化を加速するため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、積極的な取組を推進することが望まれます。

なお、「勝央町耐震改修促進計画」における公共建築物の耐震化目標の設定に際しては、岡山県耐震改修促進計画を踏まえ目標の設定をすることとします。

2 関係団体との連携

耐震診断及び耐震改修の促進へ向けて、岡山県、(社)岡山県建築士会、(社)岡山県建築士事務所協会、(社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等、県内建築関係団体等との引き続きの協力と連携体制を維持・発展するように努めます。

3 その他

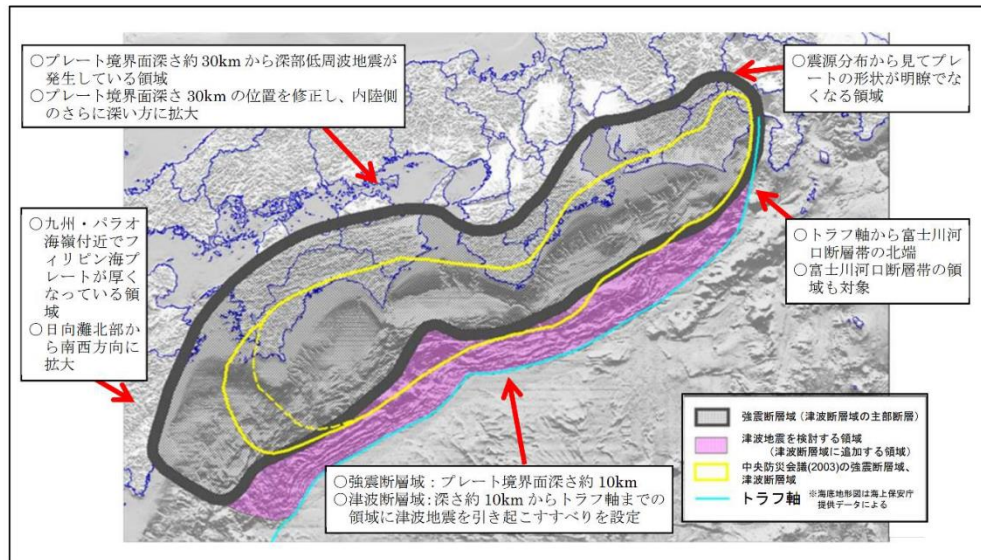
- (1) 今後の事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえながら、5年後を目途に目標等を見直しすることとします。
- (2) 本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めます。

資料1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

1 南海トラフ巨大地震

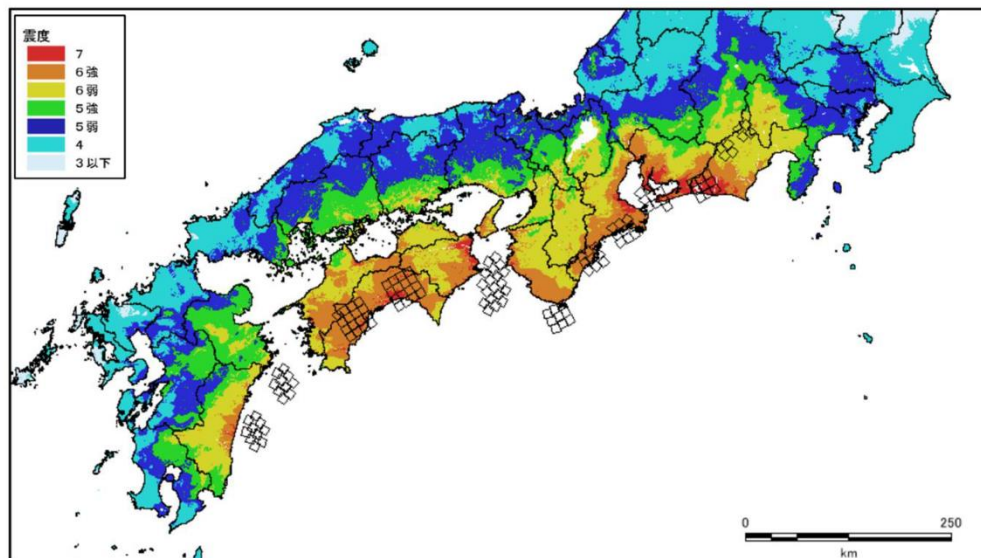
(1) 想定される地震の規模

【南海トラフ巨大地震の想定震源域】



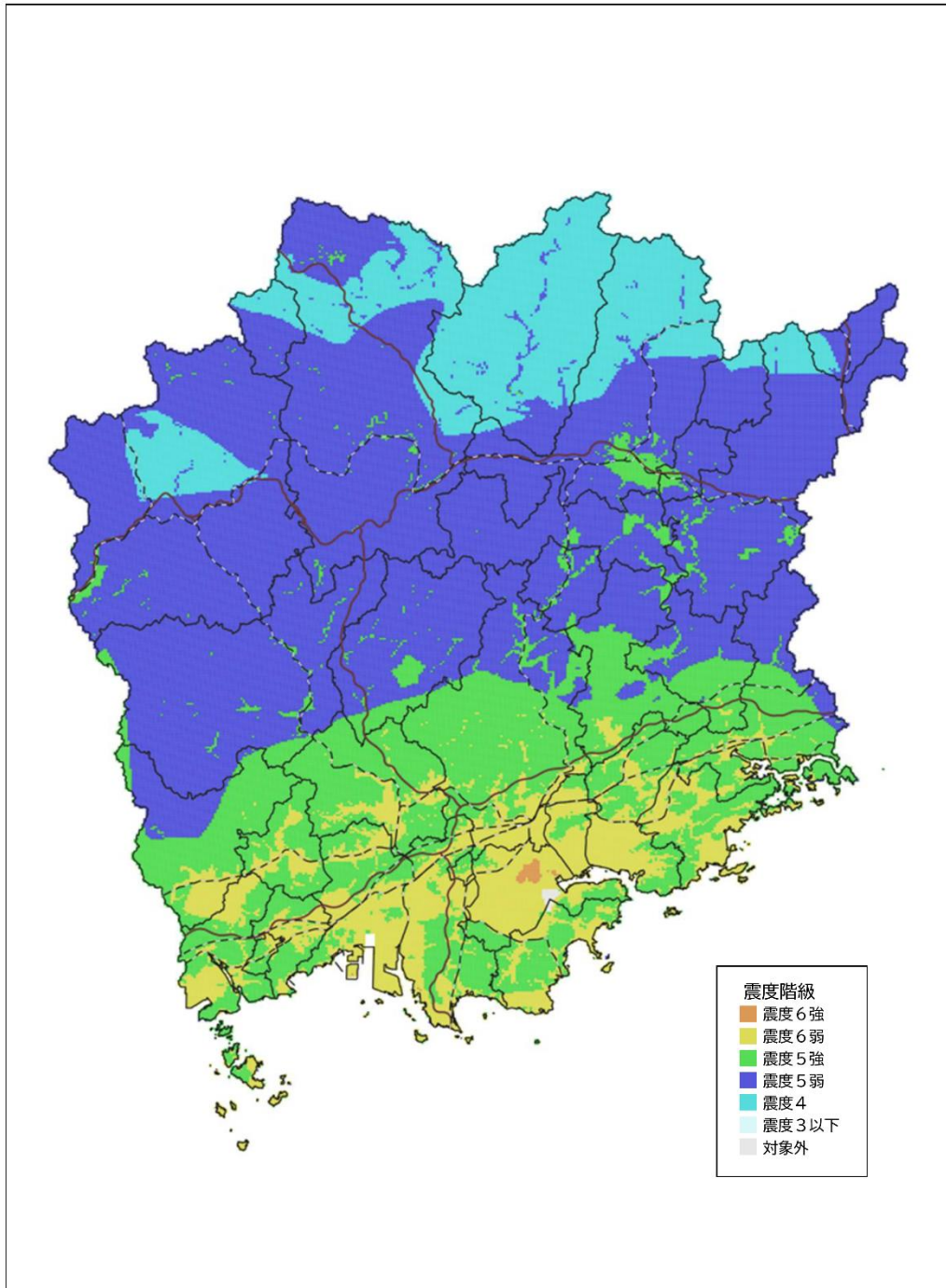
南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書（令和7年3月31日公表）より抜粋

【国が想定した「強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布」】



(2) 震度分布図

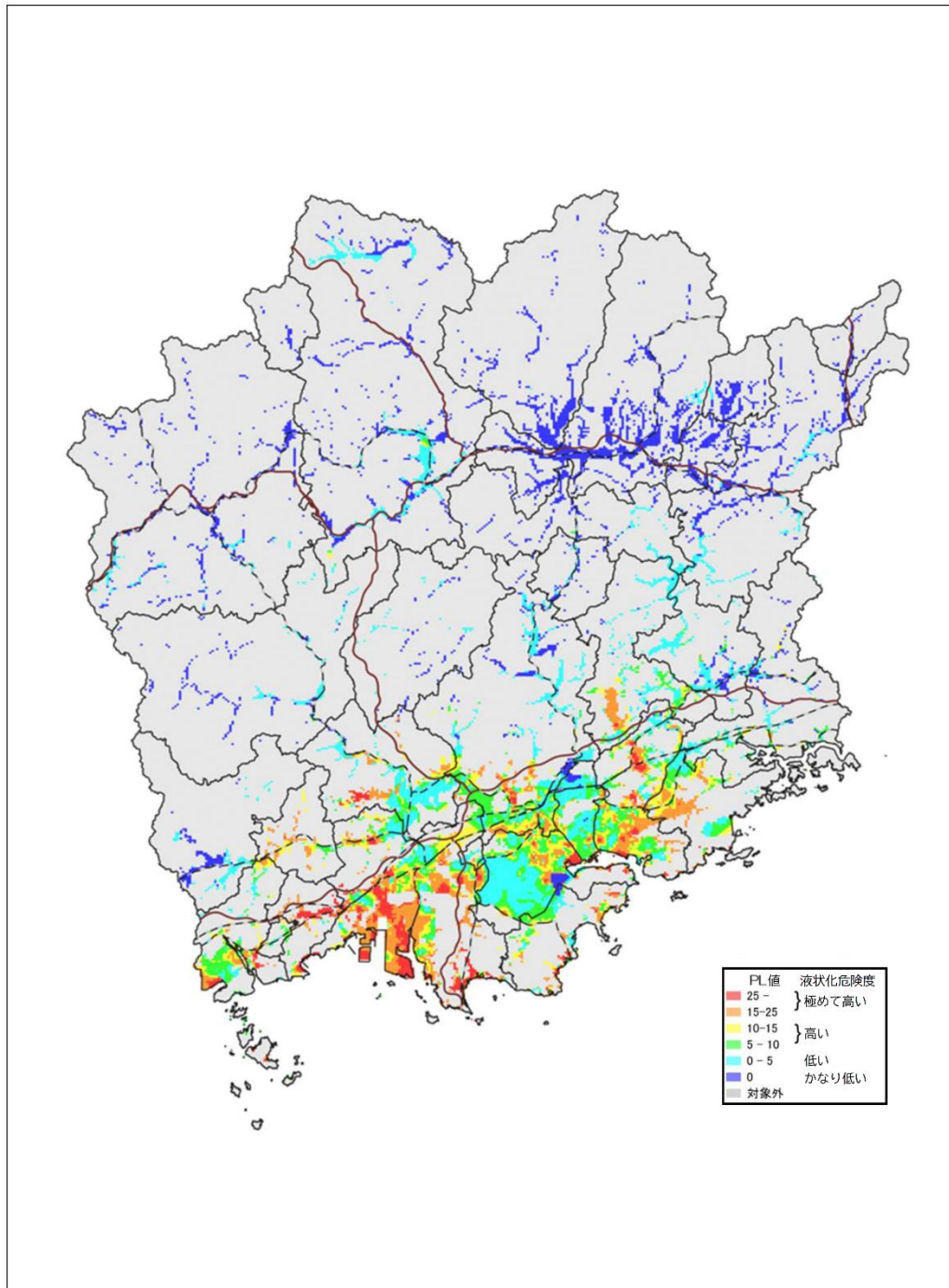
【南海トラフ巨大地震による震度分布図（県想定）】



※ 詳細は、岡山県危機管理課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/308887.html>) を参照のこと。

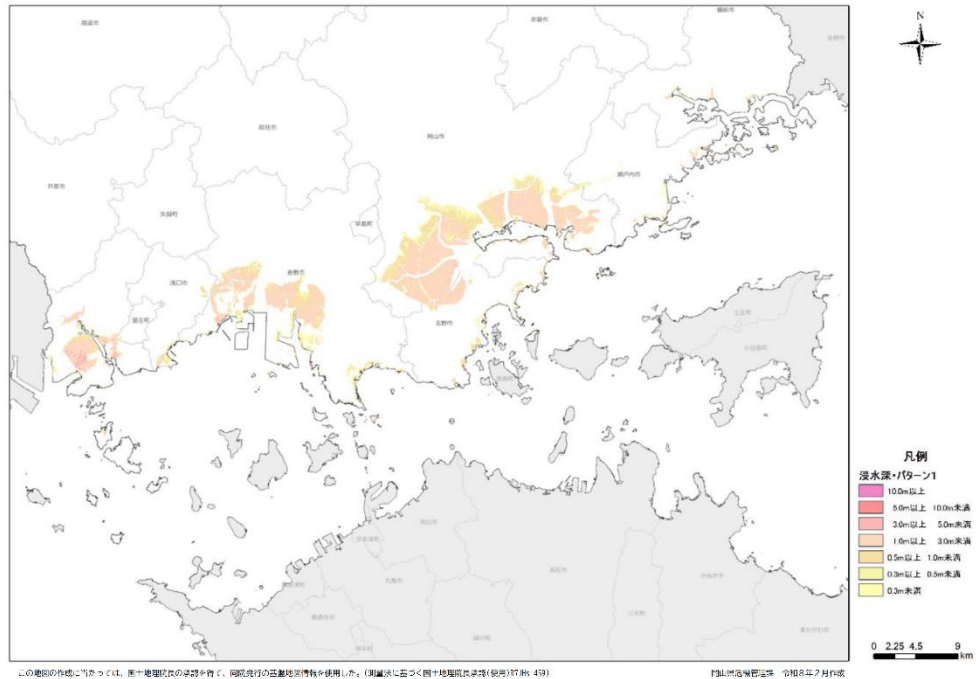
(3) 液状化危険度分布図

【南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図（県想定）】

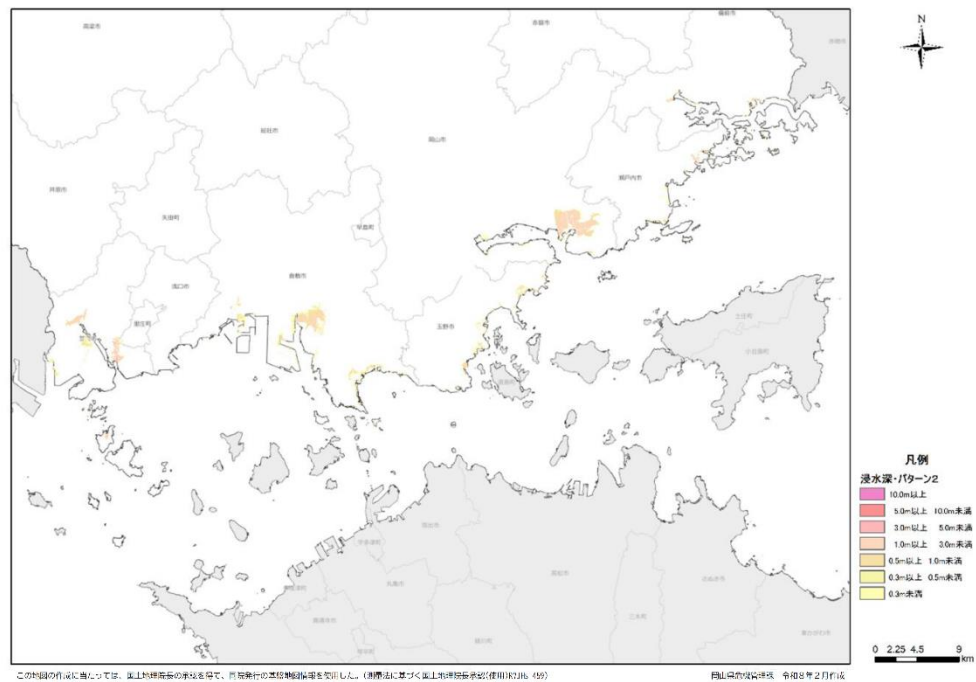


(4) 津波浸水想定

① 地震動により堤防等が機能しなくなる場合（パターン1）



② 津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合（パターン2）



(5) 被害想定

以下の県の被害想定は、国が令和7年3月に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、国が用いたデータに、県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な被害想定を行ったものです。

① 建物被害

被害が最大となるもの(冬・夕に発生)

要 因	棟 数
揺れによる全壊	3,240
液状化による全壊	2,644
急傾斜地崩壊による全壊	172
津波による全壊	9,470
地震火災による焼失	6,216
全壊・焼失棟数(棟)	21,742

※「地震動により堤防等が機能しなくなる」場合(津波パターン1による)

② 人的被害

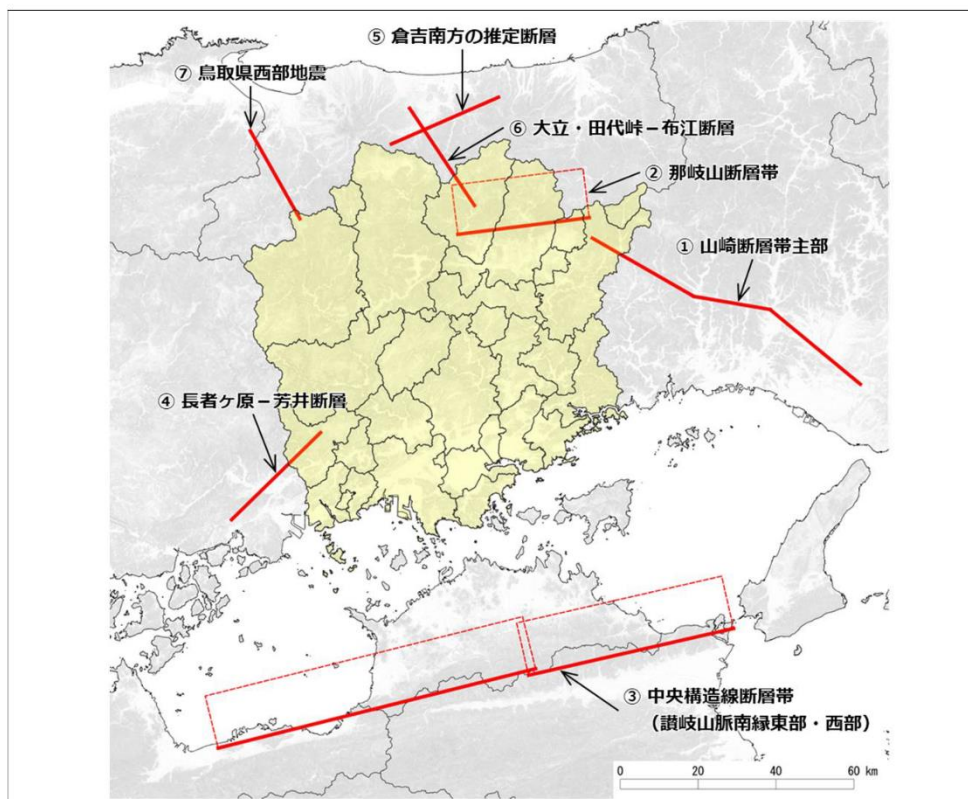
被害が最大となるもの(冬・深夜に発生)

要 因	人 数
建物倒壊	177
急傾斜地崩壊	16
津波	3,585
地震火災	0
屋外落下物等	0
合 計(人)	3,778

※「地震動により堤防等が機能しなくなる」場合(津波パターン1による)

2 断層型地震

(1) 各断層の位置



(2) 各断層型地震の概要

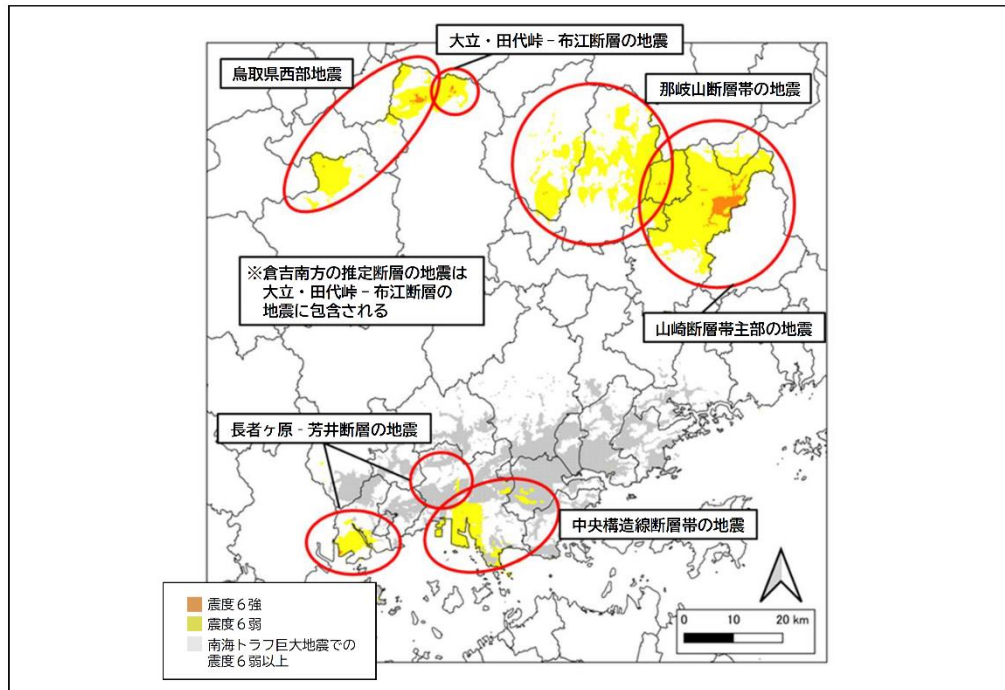
断層名	①山崎断層帯主部	②那岐山断層帯	③中央構造線断層帯	④長者ヶ原-芳井断層	⑤倉吉南方の推定断層	⑥大立・田代峠-布江断層	⑦鳥取県西部地震
マグニチュード	8.0	7.3	8.3	7.3	7.3	7.3	7.3
発生確率	0.1~1%	0.06~0.1%	1%以下	不明	推計なし	推計なし	推計なし
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6弱	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (太字は震度6強)	岡山市 津山市 備前市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 鏡野町 勝央町 奈義町	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市	倉敷市 笠岡市 井原市	真庭市	真庭市	新見市 真庭市 新庄村

※マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。

※発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部）

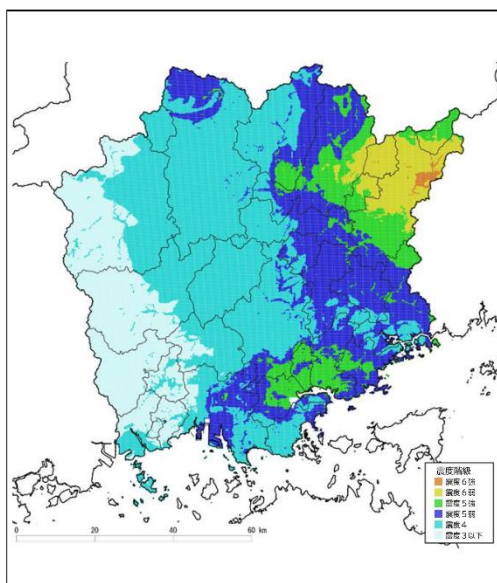
(3) 震度分布図

【断層型地震における震度6弱以上の地域図】

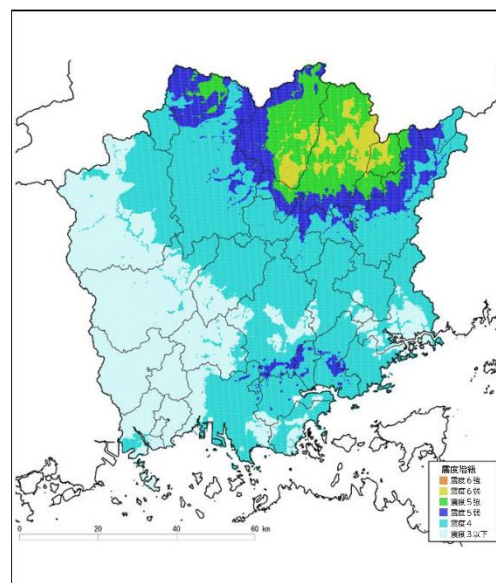


【各断層型地震の震度分布図】

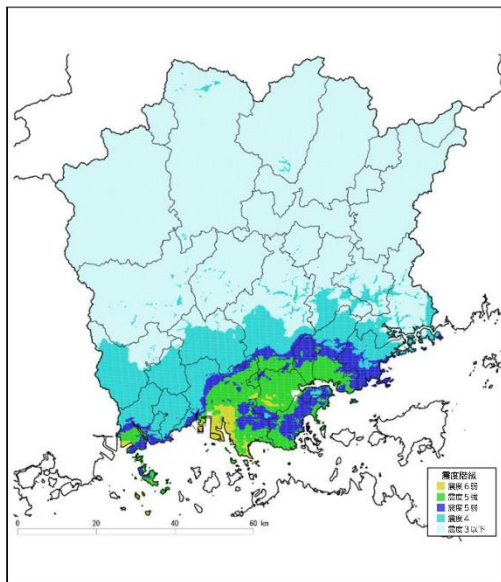
① 山崎断層帯主部



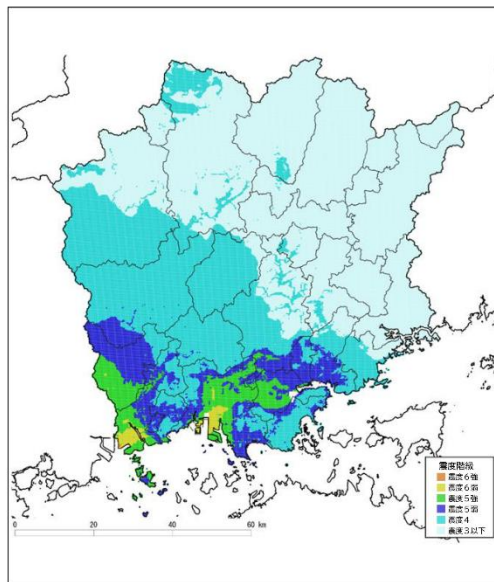
② 那岐山断層帯



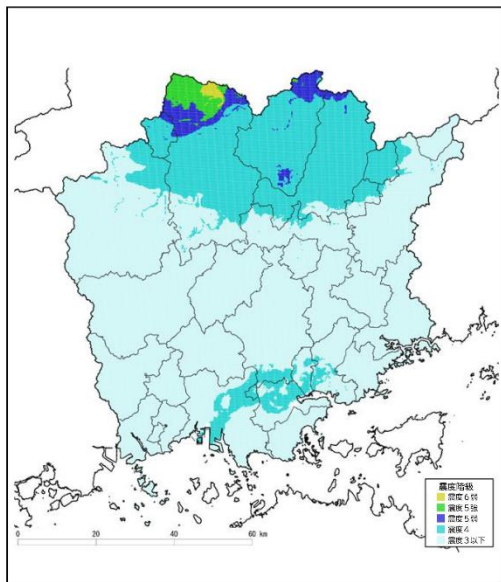
③ 中央構造線断層帯



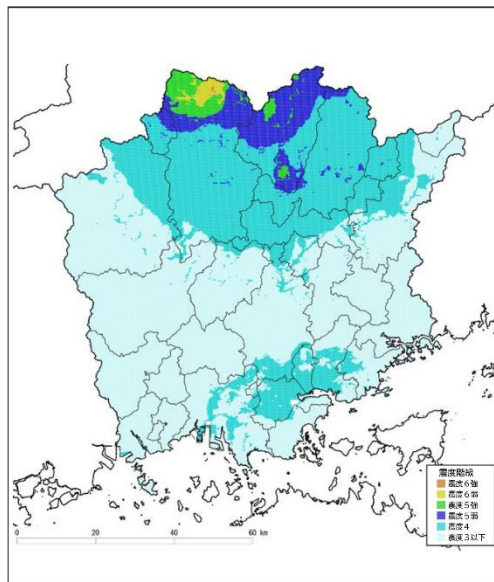
④ 長者ヶ原断層－芳井断層



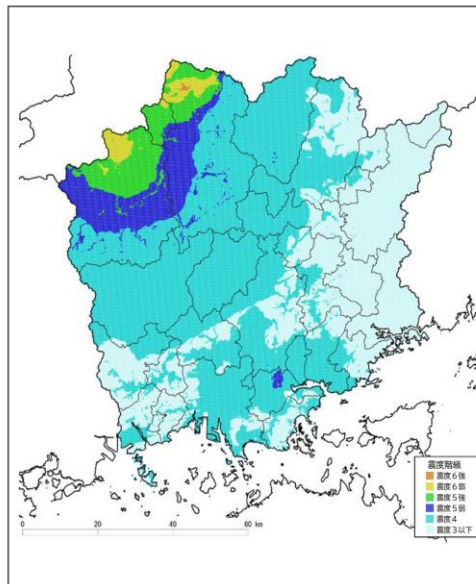
⑤ 倉吉南方の推定断層



⑥ 大立・田代峠－布江断層



⑦ 鳥取県西部地震



(4) 被害想定

断 層 名	最大震度	被害項目 (被害が最大となるケース)		
		建物全壊(棟)	死者数(人)	最大避難者数(人)
①山崎断層帯主部	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		849	23	9,599
②那岐山断層帯	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		96	5	1,716
③中央構造線断層帯	6弱	冬・夕	正月・夕	正月・夕
		1,560	19	20,478
④長者ヶ原－芳井断層	6強	冬・夕	正月・夕	正月・夕
		872	6	11,666
⑤倉吉南方の推定断層	6弱	冬・夕	-	正月・夕
		3	0	79
⑥大立・田代峠－布江断層	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		33	2	697
⑦鳥取県西部地震	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		62	3	971

※被害想定は、4種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。

※建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。

※最大避難者数は、発災後1週間後の数値

資料2 特定建築物一覧

	用途		指導・助言対象 特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第1項)	指示対象 特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第2項)	耐震診断義務付け対象 要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)	
多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	
		体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		病院、診療所				
		劇場、観覧場、映画館、演芸場				
		集会場、公会堂				
		展示場				
		卸売市場			-	-
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		ホテル、旅館				
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			-	-
		事務所				
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
		幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
		博物館、美術館、図書館				
		遊技場				
		公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			-	-	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量（別表）以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数 1 以上かつ500㎡以上	階数 1 以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
避難路沿道建築物			耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1／2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1／2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	

※ 本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を「特定建築物」という。

※ 上表のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象である。（法第16条）

（別表）

法	政令第7条第2項	危 険 物 の 種 類		数 量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種類の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン	
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第5号	マッチ	300マッチトン(※)	
	第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル	
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン		

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

資料3 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

○構造体の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
I 類	大規模地震(極めて稀に発生する地震動)後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関:内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等※:管区警察庁、地方厚生局、地方農政局、地方整備局 等】
II 類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設(I 類に属するものを除く) 等 【指定地方行政機関等:沖縄総合事務局、警察機動隊、海上保安部 等】
III 類 (建築基準法相当)	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

※危険物を貯蔵する室を有する官庁施設、病院であって災害時に拠点として機能する官庁施設等

1. 耐力の割り増し

- 1) 建築物に要求される機能に応じて、**重要度係数(I)**を設定。
- 2) 構造体の**保有水平耐力(Q_u)**は、**必要保有水平耐力(Q_{un})に重要度係数(I)を考慮した値以上**であることを確認。

	I 類	II 類	III 類
重要度係数(I)	1.5	1.25	1.0
目標とする状態	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないこと

- ・建築物に要求される機能に応じて、目的を明確化した上で、免震構造や制振構造の適用を検討する。
- ・時刻歴応答解析等により、構造体の安全性を検討する場合は、上記によらず、建築物の変形や塑性化の程度に対する目標値を定めて設計してよい。

2. 大地震動時の変形の制限

構造体、建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、構造体の大地震動時の**層間変形角は、原則として、制限値以下**とする。

	RC造、SRC造	S造
層間変形角の制限値	1/200	1/100

- ・構造体の耐力とのバランスを考慮しつつ、層間変形角並びに建築非構造部材及び建築設備の変形追従性を総合的に検討する。

【詳細は国土交通省のHPを参照】
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(第2編第2章):
<https://www.mlit.go.jp/common/001157883.pdf>
建築構造設計基準:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396989.pdf>
建築構造設計基準の資料:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396995.pdf>

○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A 類の外壁及び特定室	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B 類及びA 類の一般室	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲 類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙 類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る【岡山県の適用方針】

防災拠点となる公共建築物は、以下の適用を基本として、大規模地震後に機能継続が可能な耐震安全性を確保する。

対象施設	分類
災害応急対策活動拠点、避難所等 (県・市町村の地域防災計画等で定めるもの)	○構造体(耐力の割り増し) II 類 以上
例) 県・市町村の庁舎、警察本部、警察署、公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署 等	○建築非構造部材 A 類
	○建築設備 甲 類 (災害応急対策活動拠点) 乙 類 (避難所)

※適用にあたっては、整備する施設の位置、規模、構造、また、想定最大震度等の状況や、被災後に補修を要する可能性を容認するか否か等、個別施設の実情に応じ総合的に判断する。

※上記のうち、自治体における災害応急対策活動上代替性のない、特に中心的な施設については、I 類の適用の必要性を検討することが望ましい。

※学校教育施設等において別に定めがある場合には、その基準による。

